

(産学連携推進施策)

「大学発事業創出実用化研究開発事業」基本計画

研究開発推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、産学連携のより一層の充実を図り、大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）の研究成果を有効活用することによる新規産業・市場の創出を図ることが重要である。

本制度は、大学等における研究成果のさらなる産業界への移転を促進する観点から、技術移転を扱う機関（以下、「TLO等」とする。）の産と学のマッチング機能を強化することを目的とする「産学連携推進施策」の一環として、企業資金の提供を前提とした産学官共同研究に、国の資金を、TLO等を介して支援することにより実施する。

我が国経済が継続的に成長発展していくためには、フロントランナーとしての付加価値の創出を持続的に行っていくことが不可欠である。我が国は高度な科学技術力を有するにも関わらず、それが十分に社会に還元されているとは言い難く、継続的にイノベーションを興し、付加価値を創出する土壌を形成することは喫緊の課題である。そのためには、産学官一体となって、我が国の基礎的な科学技術研究の大部分を成し、世界的に高度な先端研究を行っている大学の「知」を社会に効率的に還元し、それが円滑に稼働する仕組みの構築及びその運用支援を行うことが必要とされている。

そこで、産学連携の取組により大学等研究成果の社会還元を促すことにより、新規産業の創出や雇用創出等による我が国の産業競争力強化すること、併せて大学等の研究成果については、先駆的・革新的なものが多いため市場による評価が難しく、かつ民間事業者にとっても事業化リスクが非常に高いことからその事業化に向けた研究開発を支援すること、また研究者や大学等の研究機関の競争的研究開発環境を形成することを支援する必要性がある。

本制度では、科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化研究開発の社会への技術移転を行う体制を整えた TLO 等から広く提案を公募し、その中から優れたものを助成することにより、その実用化を支援することを目的としている。

これにより、我が国における産学連携活動のより一層の活発化に寄与するほか、科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等での産業競争力強化と新規産業創造に資する。

(2) 制度の目標

本制度では、産学官連携による技術の実用化に資するため、大学等の技術シーズを活用した事業化を希望する民間事業者からのマッチング資金の確保が可能な TLO 等からの申請に基づき、優れた提案の研究開発を促進することで、事業化件数又は特許件数(出願含む)の増加等を通じ、国内産業の国際競争力が強化され、雇用の創出が図られるとともに、活力ある経済社会が実現されることを目標とする。より具体的には、本制度の実用化達成率の目標値は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」とする。）の中期目標の中で定める「実用化・企業促進事業に係る事業全体で『事業終了後、3年間以上経過した時点での実用化達成率を40%とする。』」に準ずる。

(3) 制度の内容

①制度の概要

科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標及び技術開発課題を解決するために十分に有効な実用化開発を行うものを対象とし、以下の事業について実施する。

a) 事前調査事業

研究開発事業の実施に先立ち、大学等の研究成果を基に研究開発計画を策定するための事前調査（技術シーズの確認、先行技術調査、市場ニーズの調査等）の事業を支援する。なお、事前調査期間は3ヶ月以内とし、終了後1年以内に研究開発事業へ移行する事業とする。

b) 研究開発事業

大学等における研究成果を活用して、民間事業者（法人格の有無は問わない。ベンチャーキャピタルなどを含むコンソーシアム形式も対象とする）と大学が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後2年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

②対象事業者

日本国内に所在する TLO 等であって、大学等と資金提供者とが連携して行う研究開発を発掘、評価、選別する者。またその成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者（a～c）。

a) 承認 TLO

b) 認定 TLO

c) 法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

③研究開発テーマの実施期間

a) 事前調査事業：3ヶ月以内

b) 研究開発事業：3年以内

④研究開発テーマの規模・助成率

a) 助成額

資金提供事業者から提供される研究費等の2倍を上限とする。

i) 事前調査事業：200万円を上限（助成対象経費300万円以内）

ii) 研究開発事業：年間1000万円を下限（助成対象経費1500万円以上）

b) 助成率

2/3以内

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度は、NEDOがTLO等に対し公募を行い、実用化研究開発、またはこれに資する事前調査であると判断される提案を選定し、助成により実施する。ただし、研究開発拠点は国内にあることを条件とする。（別紙参照）。

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省並びにTLO等と密接に連携しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、NEDOに設置する委員会等における外部有識者の意見を運営管理に反映させる。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

- a) ホームページ等のメディアの活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOのホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものは除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方のTLO等、大学及び民間事業者等の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) NEDO 外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決に、より直接的でかつ大きな効果を有する案件を選定する。
- c) 公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- d) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- e) 年間2回の採択を実現する。

②研究開発テーマの評価

NEDOは、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を適時適正に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件について、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。なお、評価の実施時期については、当該研究開発に係る技術動向、政策動向や当該研究開発の進捗状況等に応じて適宜実施するとともに、必要に応じて前倒しする等、適宜見直しもするものとする。

3. 本制度の実施期間

平成15年度から実施。

4. 制度評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、外部有識者による制度の中間評価を平成16年度以降、5年以内毎に実施する。また中間評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。

5. その他の重要事項

(1) 制度基本計画の変更

NEDOは、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2) 根拠法

本事業は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第3号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

(1) 平成18年3月 プロジェクト基本計画の体系の整理に伴い制定

(別紙) 事業スキーム図

